

する諸規定を定めた旧条例の全部を改正した。

▼職員の子育休業に関する条例の一部を改正する条例の制定

▼職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定

これら2議案は、関係法令の改正により、育児休業の対象となる子の年齢が1歳未満から3歳未満に引き上げられたことに伴い、国・県に準じて町職員の育児休業及び介護休暇、並びにこれらに伴う超過勤務の制限等に関し、所要の改正を行った。

▼字の区域及び名称の変更について

横芝町新島地先の土地について、宅地として一体利用しているにもかかわらず、筆数が3筆でしかも大字及び字名が異なっており、生活上種々の不便をきたしているため、これを合筆して1筆とした旨の申出に対し、これを相当と認め、字の区域及び名称の変更を可

とした。

▼千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定

組織団体の名称変更等により、総合事務組合規約を変更することについて、これを可とした。

▼平成13年度横芝町一般会計補正予算

歳入歳出予算の総額から、9,709万2千円を減額し総額53億7,328万円とした。

歳入では、地方特例交付金、地方交付税、前年度繰越金等を増額する一方、町税、国庫支出金、町債等を減額した。また、歳出では総合事務組合負担金、老人保健特別会計繰出金等を増額する一方、フタバ保育園委託料、広域農道事業用地購入費等を減額し、年度末を迎え各費目について所要の更正を行った。

▼平成13年度横芝町国民健康保険特別会計補正予算

国庫支出金、療養給付費交付金及び前年度繰越金を

財源とし、不足が見込まれる一般療養給付費、退職療養給付費等、9,246万円を追加し、総額12億9,151万円とした。

▼平成13年度横芝町老人保健特別会計補正予算

支払基金交付金及び一般会計繰入金を財源として、不足が見込まれる審査支払手数料、医療給付費交付金不足額等、117万円を追加し、総額11億7,047万円とした。

▼平成13年度横芝町農業集落排水事業特別会計補正予算

農業集落排水事業委託料、施設維持管理費の減額等、各費目の更正により、680万8千円を減額し、総額2億1,538万7千円とした。

▼平成13年度横芝町介護保険特別会計補正予算

歳入において、国・県負担金及び支払基金交付金の決定額が当初予算を下回る見込みであることから、歳

出の介護給付費準備基金積立金の減額等、1,270万7千円を減額し、総額5億6,990万2千円とした。

▼平成14年度横芝町一般会計予算

横芝中学校移転のための用地取得事業、成田空港暫定平行滑走路の供用に伴う航空機騒音防止対策事業補助金の拡大、広域営農団地農道整備事業、栗山川橋梁架設事業等の推進のため、対前年度比1.9%減の予算総額51億9,000万円とした。

(詳細についてはP4～5)

▼平成14年度横芝町国民健康保険特別会計予算

歳入の95%を占める、保険給付費、老人保健拠出金及び介護納付金を算定基準により推計し、歳入においては不足が見込まれる医療費等の財源として、財政調整基金から4,000万円を取崩し、対前年度比1.2%増の予算総額12億1,339万3千円とした。

▼平成14年度横芝町老人保健特別会計予算

歳入の99.7%を占める医療諸費を、前年度実績を基に推計し2.3%の増を見込んだ。これにより予算総額においても対前年度比2.3%増の、予算総額11億5,401万1千円とした。

▼平成14年度横芝町農業集落排水事業特別会計予算

中台地区及び木戸台地区農業集落排水事業の推進のため、県支出金、町債、一般会計繰入金を財源に、管路施設設計、管路工事、汚水処理場建設工事など、予算総額2億3,638万9千円とした。

▼平成14年度横芝町介護保険特別会計予算

国・県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金等を財源として、保険給付費、特別養護老人ホーム建設補助金、老人保健福祉計画・介護保険事業計画の見直し等、予算総額6億6,644万9千円とした。